

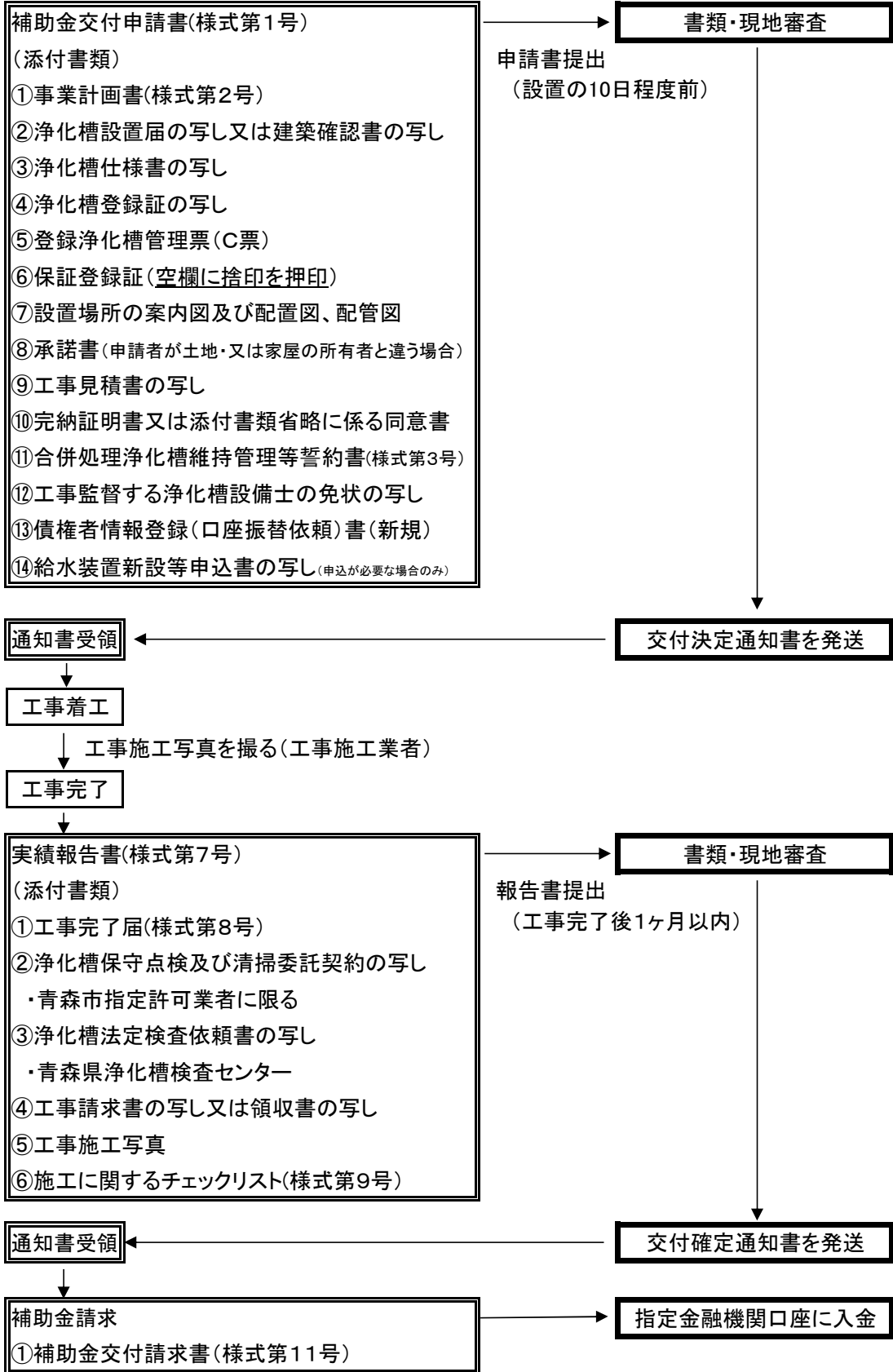
合併処理浄化槽設置整備事業補助金申請の流れ

二重線枠 : 申請者(浄化槽を設置する本人)

太線枠 : 下水道総務課、浪岡事務所上下水道課

工事着工前に申請書を提出

(既設汲取便所等除去途中及び除去後、合併浄化槽設置途中及び設置後の交付申請は受け付けません)



※法定検査を必ず受検するとともに、保守点検・清掃を法に定められた回数以上実施してください。

※毎年、法定検査(浄化槽法第7条・第11条)受検後に検査結果書の写しを提出してください。